

## 登館（所）届について

感染症にかかった場合は、医療機関を受診していただき、集団生活に支障がないと診断されるまで学童クラブを休んでいただきます。その後、登館（所）される時は、裏面の「感染性の病気および登館（所）のめやす」にあるとおり、下記の「登館（所）届」を提出してください。

### 記入例

#### 登館（所）届

京都市〇〇 児童館・学童保育所

児童名：京都 花子

病名： ・インフルエンザ ・麻疹（はしか） ・風しん（三日ばしか）  
・水痘（水ぼうそう） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
・流行性角結膜炎 ・その他（ ）

欠席期間： 30年11月 5日 から 11月 9日 まで

病状が回復し、 \_\_\_\_\_ (医療機関名)

において、集団生活に支障がない状態と判断されたので、11月12日から登館（所）します。

30年11月12日

保護者名 京都 太郎 \_\_\_\_\_ 署名又は記名押印

※ 医療機関名も含めて、全て保護者が記入してください。（医療機関に記入してもらう必要はありません。）